

豊中市就労促進・雇用創造協議会設置要綱

(目的)

第1条 子育て世帯、高齢者等の地域における多様な人材（以下「地域人材」という。）の就労を促進するとともに、雇用機会を創出するため、雇用、商工等の関係分野における連携強化及び調査・検討を行うことを目的として、豊中市就労促進・雇用創造協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 地域人材の就労の促進及び雇用機会の創出のための連絡協議
- (2) 地域人材の就労の促進及び雇用機会の創出のための調査・検討
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる構成機関で組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、会長には市民協働部長、副会長には都市活力部長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、原則として年1回以上協議会を招集するものとする。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは関係者の出席を認め、その説明を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 特定の施策及び専門事項の検討等を行うため必要があると認めたときは専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の招集については別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民協働部くらし支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年12月1日から実施する。
- 2 豊中市高齢者就労・社会参加促進協議会設置要綱は、令和6年11月30日をもって廃止する。

別表

	部 署	職 名
会 長		市民協働部長
副 会 長		都市活力部長
委員	市民協働部	くらし支援課長
		人権政策課長
	都市活力部	産業振興課長
	福祉部	障害福祉課長
		長寿社会政策課長
	こども未来部	子育て給付課長
	豊中商工会議所	事務局長
	豊中市シルバー人材センター	事務局長
	とよなか障害者就業・生活支援センター	事務局長
	とよの地域若者サポートステーション	事務局長